

県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十五号

県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する
条例

(県費負担教職員定数条例の一部改正)

第一条 県費負担教職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第五号)の一部を次の
ように改正する。

第一条中「第一条」の下に「及び第二条」を加える。

第二条第一項中「七千二百十人」を「七千二百六十六人」に改める。

(奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正)

第二条 奈良県立高等学校等職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第六号)の一
部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、九一六人」を「一、八五一人」に、「一、〇三六人」を「一、

〇二五人」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中県費負担教職員定数
条例第一条の改正規定は、公布の日から施行する。